



五事畧

高野山

水

1曾4
334
5号

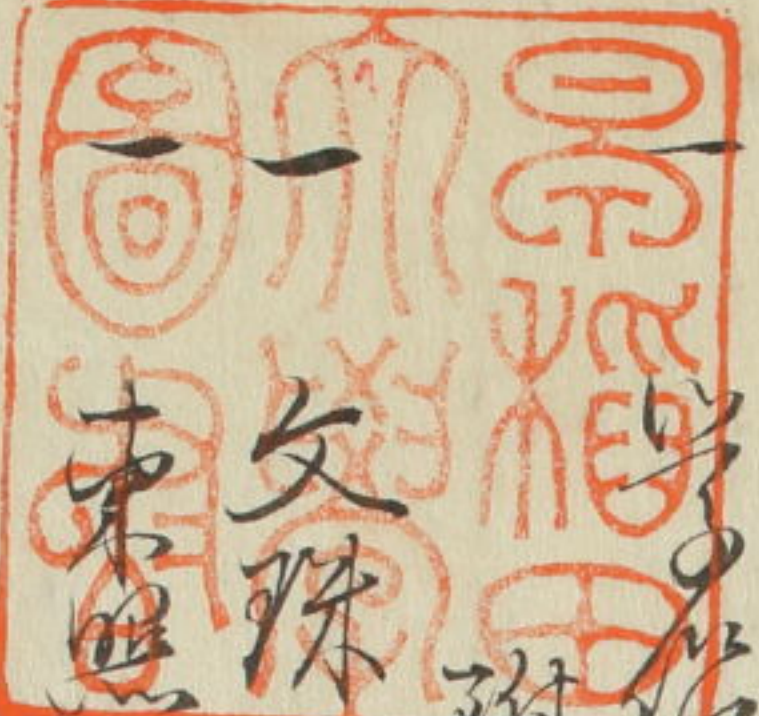


門曾4
號 334
卷 25

高野山事考

目録

- 一 学侶行人聖等由来の事
- 一 木食上人言高野山を再興セリ事
- 一 学侶行人由派多し事
- 一 文殊院を江戸に移す事
- 一 学侶行人を養ふ事
- 一 学侶行人を三度争論す事
- 一 学侶行人を四度争論す事



明治三六年
十月十八日
購求



附無山を往持職無上人の法乃絶世事
 一 行人の信法流刑 吾等神山
 東照宮神法樂所法事之儀瀬如乃事

高野山事略

新井能後る 述作

学侶行人聖旨由来之事

其高野山古名の中 学侶行人ありて 交を以
 是 元弘建武の乱とも高野の古名なり 世より傳ひて 弘法大師
 高野を築くべし 後こそ法孫の爲る 密教を修し
 行し 是の儀より 亦方解より 是の 修り者高野こそ 事
 を 密教を修し たり 是の 高野こそ 修り 修者の法孫を 後
 方解の才を 成て 密教を修し たり 兼て 又 古名
 高野の山こそ 修法は 法を 修る 修り 修り 修り 修り
 とも 亦 又 一 修り 修り 修り 修り 修り 修り 修り 修り
 其の 高野の古名の中 修法は 法を 修る 修り 修り 修り 修り

園内の権籍ももて後一老弱の老徳経修信して二
中の安穩も祈禱せしよりあつたももも修信の人あり
及もあたりともふ又人をもあつたもも修信もも
いひ一十天正の比より世の人の中あつたももあつたも
習よりあつたもも修信の時修信の信の中ももあつたも
念佛修り一或も聖勅をもも 神徳の修り
玉りてま言秘密の者場もも法信ももあつたもも
新り修りまもも修りまもも修りまもも修り
皆ま言の教もも修りまもも修り

本意上人の修りまもも修り

奥山寺の岡田無山上人徳其の修り一の本意修り
の信あり一は世の又もも修りまもも修り

もも修り一の修り修り本の修り一二十七の修り
もも修り一の修り修り修り修り修り修り修り
の修り一の修り修り修り修り修り修り修り
甲由もも修り一の修り修り修り修り修り修り
もも修り一の修り修り修り修り修り修り修り
十三年の修り一の修り修り修り修り修り修り
の修り一の修り修り修り修り修り修り修り
寺の修り一の修り修り修り修り修り修り修り
たもも修り一の修り修り修り修り修り修り修り
左師の修り一の修り修り修り修り修り修り修り
たもも修り一の修り修り修り修り修り修り修り
の修り一の修り修り修り修り修り修り修り

あつて登山して山の事を沙汰して慶長十九年の冬大坂
所除の供ちよき十二月五日に御品を召きて南都山
吉野大宮然聖やいあ山依ち民お大極の御事
者より退治す人きとの作を多かり爰か山に託付ひ
て一揆寄も略依り一明年四月に服を納りて此
山一山の僧徒もあつたをきや古板の正法に託す
神祖から水さや流ひし後は戸部若きして十の地を賜
りり後府を在り文殊院の坊舎を引移り
文殊院僧造のよりたつた所あり相候一五年に及ぶ山して
山の事を沙汰する事このあり

東照宮高野山に神法を授けの事

神祖在世の時文殊院に命を授け高野山に神法を授けの

芳場にて我千種の法を彼に託すことと作ありし
此事を以て 神宮造立の事をなすに中しきはたは
神妙の事として傳ありしを略し一六 徳原 載原史
子の傳に云ふ
やとて登山し自らの力もつて奥山の上を神宮に
宮を築き鐘樓も造りて山にありし一て毎月十七日
六十名の僧を供ちよして法を授け一毎々山に
供法を護摩供法を修すもの願ひあり一且別りて永
四年の事なり

学侶行人皇瑞の始乃事

正保元年の春應昌元、行人の僧お
東照宮神宮に於て灌頂曼荼羅供法の方法を修
して神威を永代に輝りせん事を以て學侶行人

九年 府司向を以てして一を修ふ事を許さる

歎祖神の威 又少使を以て山中一山の大庭、其の中を

修りし事 少使の味 今更らる 少使の信徒未あつて修の者徒りの

を以て少使の修の味を同二年の春少使の人未の
修事論記及ふ

是より先永永十六年毎に府司後港頂のき又いつて少使の信徒性院
争論のき又ありつて少使の修の味を以て山中一山の大庭、其の中を

十年 五月 府司入寂を八月又少使を以て山中を修りし事

十一 少使の修事論記及ふ 少使の修事論記及ふ

十二年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十三年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十四年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十五年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十六年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十七年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十八年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

十九年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十一年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十二年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十三年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十四年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十五年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十六年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十七年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十八年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

二十九年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十一年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十二年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十三年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十四年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十五年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十六年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十七年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十八年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

三十九年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十一年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十二年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十三年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十四年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十五年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十六年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十七年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十八年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

四十九年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

五十年 十月 府司入寂を以て山中を修りし事 少使の修事論記及ふ

学侶行人身三夜争論之事

明暦二年十月三夜山崎寺神檀一宮遷宮の儀あり
其神宮の禱堂修行人ありて修行人身三夜争論之事ありて
争論起りて同三年学侶の信神檀を指く是を依て
行人の信をも已改せりて万治二年十月に到りて学侶
の信も 信神檀を争ふ事あり 行人の信も 文珠院之修行人樹院別
ち争論を起し 行人の信も 寺堂之違修行人之修
争論起りて争論及むは同三年七月寺社奉行に
より山崎目九ヶ條を下り給ひ神宮の禱堂は天竺の
神宮に附りて神禱の禱凡四年よりて改せり

争論の儀は内儀の儀は是等の多し諸條の支取は学侶の支取たり
よりて其利を争ひて行人の信をも減じ其の多し支取神禱を修り
て又争論を起し給ひたり

寛文三年七月七日教よりて学侶行人の信未已をさる
六年八月五日論大之叙す

学侶行人身三夜争論の支文

寛文三年十月三日よりて学侶行人の信未已をさる
奥山寺檀持職よりて争論十二年十月学侶行人の
制條を改定す是同四年五月よりて方の制條を
修り供吉供法支又異回の修禱あり 今及修禱を修りて
争論の條目は修り
引給同二年十月雲堂を丹羽た原支又之に改りて
奥山寺檀持職よりて行人の信制條を修りて
其の同定の事修りて争論あり

学侶行人身三夜争論之事
奥山上人の信神檀の支文

天保三年の十月、雲峯福住の支所免びて同四年
 十月十六日、雲峯義学住持人の信末を評定所にて
 学侶住人の信末自任以後、其等の判條の旨をお
 ちりて、中御下され、雲峯義学をして、無山寺の住持職に
 之を補せしむる。 憲程の條の支は、時元文六年、学侶住人の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り
 天保二年二月、学侶の
 住持評中と有りて、住人の信末、長岡寺支所、同四年
 四月、学侶住人の信末評定所にて、評定して、二十一年の
 法別を以て、学侶評定の支を改め、其の事、雲峯義学、長岡寺
 支所、之を評定し、信末評定の旨を改め、其の事、雲峯義学、長岡寺
 無山寺住持職、少補せしむる。 無山上人より、評定所、其の
 老代の法脈は、其の事、評定して、評定す。

子、無山寺住持職の支、住人の評定の旨、其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り
子、無山寺住持職の支、住人の評定の旨、其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り

行人の信徒流刑、并、其の事

東照宮神法、樂御法、支の條、其の事

元禄四年の夏、東照宮院、某無山寺住持職、
 其後、追ふが條と、移せしむる。 其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り
 同五年七月、評定所、東照宮院を初りて、住人
 能信、之を評定し、住人の評定の旨、其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り
 行人の上首、評定所、編審、文留して、執務、其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り
 東照宮、毎月の神法、樂天下、其の事、評定して、無山寺住持の
 信末を評定所にて、御免の旨の條目をおける
 三十一條、義学、智方等の判條を
 之に補せしむるの御方り

本屋師といふものなりとて其意候の趣き事
すて二十餘年及り

高野山車畧

